

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは株主、投資家、顧客、従業員など全てのステークホルダーから尊敬され愛される企業を目指し企業活動を行うことを基本方針のひとつとしております。そして、その実現の為にステークホルダーからの信頼獲得および健全な企業経営を重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの実現に取り組んでまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
J-STAR二号投資事業有限責任組合	3,106,900	41.74
MIDWEST MINATO,L.P.	1,160,400	15.59
Pacific Minato , L.P.	1,076,700	14.46
高橋 正	200,000	2.69

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

#### 補足説明

・所有株式数(株)及び割合(%)は、上場に際しての公募及び売出しを考慮に入れて算出しております。  
・5位以下の株主の状況については把握していないため記載しておりません。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	12月
-----	-----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
荒川 暁	その他													
梅田 恵	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒川 暁		(重要な兼職の状況) J-STAR株式会社 パートナー	荒川暁氏は、J-STAR株式会社において豊富な投資経験を有し、投資先企業における社外取締役として経営にも携わっています。これらの経験を活かして、社外取締役として企業価値向上に向けた経営の監督及び経営支援を期待し、同氏を選任しています。
梅田 恵		(重要な兼職の状況) 昭和大学 大学院 保険医療学研究科 教授	梅田恵氏は看護師として、また大学院教授(保険医療学研究科)として専門的な知識を有しています。これらの経験を活かして、社外取締役として企業価値向上に向けた経営の監督及び経営支援を期待し、同氏を選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であり、独立性が高いことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の数	3名

**監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況**

監査役及び会計監査人は、  
 ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議）  
 ・定期面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報共有化  
 ・実査への立会及び関係会社監査への立会等  
 を連携して行い監査の質的向上を図っております。

監査役及び内部監査部門は、  
 ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議）  
 ・業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況  
 ・会社法への対応等  
 を連携して監査を実施しております。

監査法人及び内部監査部門は、  
 ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告  
 ・定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報共有化  
 ・内部統制システム構築の整備・運用状況の把握  
 を連携して行い監査の質的向上を図っております。

三様監査会議  
 ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告  
 ・定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報共有化  
 ・相互補完を図る上で必要となる事項の共有化と実践の検討  
 を連携して行い監査の質的向上・効率化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

**会社との関係(1)**

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
林 高史	公認会計士													
加藤 由美	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 高史		(重要な兼職の状況) 林公認会計士事務所	林高史氏は、公認会計士、税理士として財務および会計に精通し、豊富な経験と高い見識を有しており、会社の経営に関与し経営を統治する十分な見識を有しています。これらの経験を活かして、社外取締役として、当社経営の意思決定の健全化と透明性の向上のために、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であり、独立性が高いことから、独立役員に指定しております。
加藤 由美		(重要な兼職の状況) アレグレット法律事務所	加藤由美氏は、会社法務に精通した弁護士として、豊富な経験と高い見識を有しており、会社の経営に関与し経営を統治する十分な見識を有しています。これらの経験を活かして、社外取締役として、当社経営の意思決定の健全化と透明性の向上のために、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であり、独立性が高いことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの中長期的な業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの中長期的な業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者は存在しないため、個別情報の開示はしておりません。取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び社外役員の区分を設けて、それぞれの報酬等の種類別の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

取締役の報酬及び監査役の報酬等については、株主総会で取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度額を決議しております。個別の取締役報酬については、限度額の範囲内において、役位及び担当職務と各期の業績を考慮して、取締役会にて決定しております。また、監査役報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、監査役会にて決議しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、管理本部が行っております。

取締役会の資料を事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役に対しては、重要会議の議事、結果を報告しております。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社グループは、会社法に規定する機関として取締役会、監査役会、会計監査人を設置するとともに、当社グループの事業方針を決定する経営戦略会議を毎月1回以上開催しております。

### (a) 取締役会

当社の取締役会は、社内取締役4名、社外取締役2名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務を監督する権限を有しています。社内取締役は、代表権を持つ代表取締役、管理部門、内部監査、事業開発の責任者をそれぞれ1名ずつ置いております。社外取締役には、当社の属するホスピス業界に深い造詣を有する者のみならず、ビジネスそのものについての理解と経験を有した人物を選任することで、広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制の構築を推進しております。

### (b) 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は公認会計士などであり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施することとしております。また、監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、重要な経営会議への出席や事業所への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。監査役は、基本的に社外出身者から構成されており、企業経営や会計に知識と経験を有する人物を株主総会で選任しております。なお、監査役会は基本的に月1回以上開催され、監査役会を構成するメンバーは全員出席しております。監査役会開催後は、監査役会議事録を作成し、その内容については、適時取締役会に報告することで、業務改善を促しております。

### (c) 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

### (d) 経営戦略会議

経営戦略会議は月1回、当社の取締役と、各子会社の代表取締役全員が集まる形式で開催しています。業務上の協議必要事項については、会議前に項目を共有し、会議当日は協議に徹底することが出来るよう工夫しております。また、会議結果については出席者全員で共有し、進捗管理を行っています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループでは、コーポレート・ガバナンス体制につき、その時点での会社の目的達成に最適と思われる仕組みを採用することとしています。従って、社会環境・法的環境の変化に伴って適宜見直していくこととしております。

当社は、社外監査役を含めた監査役による経営の監視および監督機能を適切に機能させることで、経営の健全性と透明性を確保しております。また、取締役会による業務執行の決定と経営の監視および監督機能を向上させるため社外取締役を選任しております。当社は、社外取締役による業務執行から独立した監視および監督機能と、監査役ならびに監査役会による当該機能を中心としたガバナンス体制が適切であると判断しており、監査役会設置会社を選択しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社グループは、決算業務の早期化、監査法人との連携等により、法定期限より早い発送に努めると主に、当社ホームページに招集通知を掲載する予定となっております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社グループは12月決算のため、株主総会は他社の集中日を避けるとともに、駅の近くなどアクセスを考慮して場所を確保する予定です。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	上場後に作成し、当社ホームページ内にIRサイトを開設し、ディスクロージャーポリシーを公表する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上の個人投資家向け説明会を検討するとともに、外部機関の主催する個人投資家向けIRイベントへの参加も合わせて検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催することを予定しておりませんが、必要に応じて開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催することを予定しておりませんが、今後の海外投資家の比率等の推移を考慮しながら検討していく方針であります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトを開設し、掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部長をIR・情報開示の最高責任者とし、財務経理部をIR活動担当部署としております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、IR活動の基本方針として「株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことが重要である。」と考えております。健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの信頼を得られるように努めてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の課題として検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は「内部統制システム構築の基本方針」を定め、当該方針に基づき各種社内規程等を整備するとともに、規程等遵守の徹底を図り内部統制システムが有効に機能する体制づくりに努めております。その他、役職員の職務遂行に対し、監査役及び内部監査担当者がその業務執行を監視し、随時必要な監査手続きを実施しております。

#### (a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役に対しては、各監査役及び監査役会が職務執行を法令及び定款と照らして監視を行うとともに、決裁審議において非適合の事象を確認の際は、意見を言い、執行前に防止する体制となっています。

使用人に対しては、コンプライアンス規程を定め、この運用を行っております。また、定款に適合しない行為が発生することを防止するため、決裁権限を職務権限規程で定め、執行前の段階で稟議等による審査を受けなければ執行できない体制としています。

#### (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行に係る情報については、職務権限規程に基づき稟議書が作成され、当該稟議書は文書保管管理規程に基づき、その重要度に応じて保存されています。この書類の管理は、職務分掌規程に基づき管理本部が行っております。

#### (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程は、現段階において制定されておきませんが、当社役員及び関係会社の代表取締役で構成されているリスク管理委員会において、リスクの洗い出しと評価を行い、その対応策を検討しております。また、新たなリスクについては、リスクが顕在化あるいはその兆候が発生した折りに、当社役員及び関係会社の代表取締役は当会議に報告し、既存の対応策で対応可能か確認し、不足の有る場合は、その対処を検討・実施する体制となっています。

#### (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

現在は、取締役の効率性が損なわれる状況とはなっておりませんが、今後の事業拡大に伴い、取締役会での決議事項が増加する等予測されるため、一定の決議事項を下位会議体に委譲・移行していくことを踏まえて、経営戦略会議を設置しています。

#### (e) 当社並びに関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部監査室を設置するとともに、内部監査規程を設けて業務の適正を確保しております。内部監査室は、被監査部門から独立した部門として、監査の事務を司る部門としています。

当該部門は、内部監査規程に基づき監査を行い、その結果を代表取締役及び監査役会に報告します。

#### (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役補助員として社員を置くこととします。当該社員は、監査役の指示によりその業務を行うこととします。

当該社員の人事考課・異動その他の人事に関する事項の決定は、事前に常勤監査役の同意を得ることにより、当該社員の独立性を確保することとします。

#### (g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役への報告に関する体制

代表取締役及び取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況等を速やかに報告することとしています。

取締役及び社員は当社に著しい損害を及ぼす事実、不正行為、又は法令に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告することとしています。

#### (h) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査を実行的に行うために必要と判断した時は、取締役及び社員に対し職務の執行状況について報告をいつでも求めることができます。報告を求められた取締役及び社員は、その求めに応じて速やかに報告しなければならない体制としています。

監査役は取締役会のほか、重要な会議と監査役が判断した会議には出席をし、必要に応じて意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧できるものとしています。

#### (i) 現状において明らかになった課題・改善点

現状において明らかになっている具体的な課題・改善点はありませんが、内部統制システムが有効に機能する体制を構築するため、随時改善してまいります。

#### (j) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役の指示のもと、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行っています。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序、企業の健全な事業活動の脅威となる反社会的な団体・個人とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しません。公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター、公益財団法人神奈川県暴力団追放推進センター及び公益財団法人暴力団追放愛知県民会議に加盟しており、各団体の会報、各団体が主催する研修会等への参加・最新情報の収集を行っていくことを予定しております。また、不当要求等が生じた場合は、顧問弁護士、所轄警察署、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等と連携して適切な措置を講じていきます。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



